

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日は、  
休日に当  
り、その  
日の翌日

目次  
◇告 示 保安林予定森林にする旨の通知

## 告 示

鳥取県告示第四百二十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字刈地字大谷奥四九一から四九三まで、字女夫岩四九四、四九四第一、大字大井字ホウニン四〇二、四〇四次一、四〇四の二、字南宮ノ谷四三二次一、四三三三三、字寺ノ谷四六三三三、四六三ノ一、字袖ヶ谷四八〇次一、字熊ヶ谷四九七次一、字岩井谷五一四から五二三まで、五二三内第一、五二四から五二六まで、五二六次

一、五二六の二、五二六次三、五二六の四、五二六の五、五二七から五四三まで、五四五、字松子谷五七六の二、字南原谷五八四から五八六まで、大字加瀬木字大畑九〇から一一三まで、字東畑一一四から一四〇まで、一四〇の二、一四一から一六五まで、字榎原七〇五、七〇七から七一〇まで、字ヨウロロ一〇〇三から一〇〇六まで、字高足二六二六、二六二七、二六二八の二、二六二八の三、二六二九の二、二六二九の三、二六三〇から二六三三まで、大字加茂字大字谷頭六九から八七まで、八八の二、八八の三、八九から九二まで、字大平ら二四六の二、二四六の三、大字加瀬木字東畑上二六四〇の一から二六四〇の四まで、二六四一

### 二 保安林予定森林の所在場所

指定の目的  
水源のかん養  
指定施業要件  
1. 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
2. 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
(一) 次のとおりとし、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて閲覧に供する。  
二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字加茂字

カタマタ二二四〇、二二四一、二二四二の一、字大平二二四四の二、二二四六、二二四八、二二四九、二二四七、二二五一、字カラト二三五〇、字大平二二四五、字大塔三二二〇、字丸山三二二四の一、三二二四の二、字大真高三二二五の一から三二二五の四まで、三二二六、三二二七、三二二八の一、三二二八の二、字日津坂西二九七〇から二九七六まで、字福塔二五〇〇から二五〇五まで、字大塔三二二二から三二一九まで、字神殿九五五から九七八まで、九八二より九八八まで、字恩谷頭一四二二、一四二三の二、字中尾二二五二から二二八〇まで、字蛇網坂二二八一から二二九〇まで、字蛇見坂尾二二九一から二二九九まで、字サフレイ二二七五の一、二二七五の二、二二七六の一、二二七六の二、字扶桑谷二九〇七、二九〇八、二九一二から二九三四、字長背森二九三五、二九三五の一、二九三六から二九五二まで、字日津坂西二九五二から二九六九まで、字蛇見坂尾二二〇三、二二〇一、二二〇〇、大字余戸字桜谷七三二から七三四まで、七三六、七三六の一、七三六次三、七三六次五、一一〇四の一、一一〇四の二、七三六次四、七三六次六から七三六次一まで、一〇九九から一〇三三まで、字山コモ杉一〇三三、一〇三二、一〇三〇の一、一〇三〇の二、一〇二四の五から一〇二四の八まで、一〇二四の二、一〇二四の三、一〇三一、字大原一一七六の一、一一七六の二、一一七六の四から一一七六の六まで、字大平一一七七、字待持一一七八、字三原谷一一七九の一、一一七九の二、字コフキ一一八〇、字大平東一一八二の二、字山七反一一〇五、字山坂一一〇六から一一〇一まで、字山七反一一一一、大字尾際字尾谷一一〇三の四、一一〇三次一六、

一〇三三

一〇三三次一八、一〇三三の六、一〇三三の七、字フルハタケ七八八、七九一、七九三、七八八の一、七八九、七九〇、七九二の一、七九二の二、七九二次二、七九二次四、七九五の一、七九六、七九七の一、八〇八次一、八〇八の一から八〇八の三まで、八〇八次二、八〇八次三、八〇八の四、八〇九、八〇九の一、八〇九の二、八〇九次三、八〇九次四、八一〇、八一〇の一、八一〇の六、八一〇次二、八一〇の二、八一〇次三、八一〇の五、八一〇次七、八一〇の八、七九八、七九八次一、七九九、八〇〇、八〇〇の一から八〇〇の三まで、八〇一、八〇二、八〇二の一、八〇三、八〇三の一、八〇三の二、八〇三次二、八〇三の三、八〇五、八〇六、八〇六の一から八〇六の三まで、八〇七、八〇八、字南平一一二二の三、一一二二の五、一一二二の六、一一二二の七

指定の方法  
水源のかん養  
指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字中興山二八一内第一、二八一の二、二八一の三、二八三、大字板原字クラリ谷三四九、三五〇、三五一、三四八、字滝の下モ三六五、三七八、三七九

指定の方法

指定の目的  
水源のかん養  
指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字板原字上大サク三九〇の一、三九一の一、三九二から三九四まで、字下大サク三九五から三九八まで、字西向平四〇八から四一〇まで

指定の目的

水源のかん養  
指定施業要件  
1 立木の伐採の方法

五(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字名谷口八五一の一、八五一の二、字北平ル場八三〇の二、八三〇次七、八三〇次八、八三〇の三、字松谷一一九三、字北平ル場八三〇、字松谷一一九二、字松谷一一九二から一一九二まで、字松谷一一九四、一一九二の一、一一九二、一一九〇、一一八九、字松下一一四六、一一四五、一一四四、一一四三、一一四二、一一四一内第二、字尾際谷平一〇六一から一〇六五まで、一〇六〇次一、一〇六〇、一〇六〇次二、一〇五九の一から一〇五九の三まで、字カキナル二七二、二七三、二七三次三、二七三次四、二七三次五、二七三次三、二七三次四、二七三、二七三の二、字尾際谷平一〇五八、字カキナル二六四、二七二、二七二の二、字尾際谷平一〇五六、一〇五七、字カキナル二七〇次二、二七〇次一、二六九次一、二六九、二六八次三、二六八次二、二六八の一、二六八、二六七、二六五の一、字尾際谷平一〇五五、字小田尾一一三八、一一三七、一一三六、字カキナル二七六の一、二七六の二、二七六の五、二七六の六、二七六次

六、二七七、二七七の一、二七五の一、二六〇の一、二六四、二六四の二、二六四の三、字本坂六次一、字本坂谷九六一から九六五まで、九七〇内第一、九七〇、九六九、九六八、九六七、九六六、字火打岩谷九七六から九七九まで、字曲淵平九八〇から九八三まで、九八五、九八四、字アセヒラ六三〇の二、大字高山字上へ谷九六五、字カタノツヤ平九七八、九七八の二、九七五内第一、字上へ谷九五九、九七三、字引尾一〇一六、一〇一八、字上へ谷九六〇から九六三まで、九六六から九七二まで、字カタノツヤ平九七五、九七六、九七六の一、九七七、九九九、九七七の一、九八一から九八三まで、九九〇、九九三、九九三の一、九九四内第一、九九二、九九五、九九六、九九八の三、一〇〇〇、九九八の一、一〇〇〇の一、一〇〇一、一〇〇二内第一、一〇〇一の一、一〇〇二、字カタノツヤ一八九の二、字カタノツヤ平九八六から九八九まで、九九〇内第一、九九一、九九一内第一、九九二内第一、九八三次一、九八四、九八五、字引尾一〇〇三、一〇〇五、一〇〇五の一、字モチアグラ四三三三三三三、字引尾一〇〇六、一〇〇七、一〇〇九、字モチアグラ四三三三三三三、字引尾一〇〇八、字モチアグラ四三三三三三三、四三三三三三三、字引尾一〇一〇、一〇一三、字ノウゲン一〇三五、一〇三六、一〇三八から一〇四〇まで、字大平一〇二九の一から一〇九一の二三まで、一一九一の一八、一一九一の一、一一九二の三、字アヲフ谷一一九二の一、字萩崎一一九三、字杉ノ沢一一九四、字小屋場四二二の二、四二二の五、四二二の三、四二二の四、四二二の二、字大平一一九一の四から一一九一の一〇まで、一一九一の一四から一一九一の二七まで、一一九一の一九から一一九一の二七まで、字アヲフ谷一一九二の四から一一九二の六まで、一一九

二の八、一一九二の一〇から一一九二の二四まで、一一九二の九、字萩崎一一九三の九、大字河本字長戸路八〇一、字棚バシ八〇二から八〇五まで、字ケホウ八〇九、字堂の平八二二、八二二、八二二内第一、字アラアラ八一七、八一七、字大ノラ八二〇から八二二まで、字松谷八二三、八二四、八二四内第一、字コエン田八二五、八二六、字流田向七七一から七七六まで、七七八から七八二まで、字ハウジ谷八一六、字弧ヶ尾六四二、六四四の一、六四四の二、六四四、字奥右新三二〇、三二〇次一、六二〇、字嵐谷三七二、三七二の一、三七二、字ヤナイサコ三五九、三五九の一、三六〇次二、三六二、三六一の一、三六一の二、三六三、三六三の二、大字春谷字切石六五四、六五五、六五七、六五六の一、六五六、字大段の上七九八の一、七九八の二、七九九の一、七九九の二、字船谷平八〇五、八〇一、八〇〇の一、八〇〇の二、字大谷平八〇二の一、八〇二の二、八〇三の一、八〇三の二、八〇四の一、八〇四の二、大字畑字ヤキヨウ大谷平四一五、四一四、四〇九から四一一まで、四一三、四一三三三、字ヤキヨ尾五二五、字仲ノ谷シノゴウ平三九九、四〇一の一、四〇二、字後口山平五二二、字谷尻五二二、大字津野字萩崎六四六次一、字中尾平六八三、六八五から六八七まで、六九八、字東大平七〇二、字中尾平六八八、六九一、六九三、六九二、六九四次一、六九四、六九五、字馬場尻六九四次二、字東大平六九四次一、七〇〇、七〇五、七〇一、七〇三、七〇七、七〇九次一、七二〇、七二二、字大段の上七七一、字東大平七二三、七二四、七二五の二、七二九、七二〇、七二三の一、七二三の二、字大平六九九、七〇六次一、七〇六次二、七〇八、七〇四、七〇六、字大段の上七二四から七二六まで、七二六次一、

七二七、七二八、七二九の一、七二九の三、七三〇、七三一、七三三から七三五まで、字大清水八三の三から八三の九まで、大字津無字滝谷日平八五〇、字滝谷奥八五一の一から八五一の三まで、字滝谷影平ラ八五二、大字福園字木合谷東平古屋敷三〇三、字木合谷留滝谷三〇二、字木合谷大茅野三〇〇、二九九、字木合谷東平二四一から二四三まで、二四五、字木合谷西平二四六、字庭林二四〇、字木合谷奥東平三〇四、字木合谷東平二四四

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年 月 日

鳥取県知事 石 敏 二 期

保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字大敷谷九九七、九九九、一〇〇一、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇四の一、一〇〇二の一、一〇〇二の二、九九八、一〇〇五から一〇〇九まで、一〇一〇から一〇一〇まで、字ウシシ谷一〇二二から一〇三三まで、一〇三三の一、一〇三三、一〇三三の二、一〇三三から一〇三八まで、一〇三八の一、一〇三九、一〇四〇、一〇四〇の一、一〇四一の二、一〇四一の三、一〇四二の一、一〇四二の二、字大久ノ平一〇四四から一〇四七まで、字草木一〇一の一、一〇二〇の二、一〇二〇、字高畑口六〇一、六〇三、六〇三の一、六〇四、六〇一、字梅ヶ谷九五三から九五八まで、九六〇から九六四まで、字高畑九六五、九六六、九六八、九七〇、九七一、字若林九七二から九七五まで、字横崎九七六、字城山九七七、字小畑ヶ九七八、九七九、九七九の一、九八〇の一、九八一、九八二、字五郎畑ヶ九八三、九八四、九八五の一から九八五の三まで、九八六から九九六まで、字梅ヶ谷口五九一の二、大字西野字木戸ヶ谷八八〇から八八七まで、八八八の一、八八八の二、八八九、字勤々上へ八九〇から八九五まで、八九五の一、八九五の二、八九六から九〇四まで、字盤岩九〇五から九〇七まで、九一〇から九一二まで、九二二次一、九一三、九一四、九一四次一、九一六から九一八まで、字中尾平九一九、九二〇、九二〇の一から九二〇の二三まで、九二二、九二二の一、九二二の二、九二三から九二六まで、九二七の一、九二七の二、九二八、九三〇第一、九三一、字尻無し九三二の一、九三二の二、九三三から九三六まで、字瀬戸九三七から九四三まで、九四三の一、九

四四、九四四の四から九四四の四まで、九四五、九四六、九四六の  
一、九四七、字嶺小屋九四八、九四九、九四九の四から九四九の五ま  
で、九五〇から九五五まで、九五六の四から九五六の四まで、九五  
七、九五八の一、九五八の二、字木地小屋九五九から九六三まで、九  
六三の一、九六四、字倉ヶ内九六五から九六八まで、字横路九六九  
から九七五まで、字横谷九七六から九九二まで、九九四から九九六ま  
で、字津兼九九七の一、九九七の二、九九八、一〇〇三から一〇〇九  
まで、一〇一三から一〇一七まで、字折橋上二〇一九、一〇一九の  
一、一〇一九の二、一〇二〇

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字毛谷字スマケ道三七七、三七八、三八〇、三七

九、三八一、三八二、三八三の三から三八三の三まで、三八四から三  
九〇まで、字滝ノ谷三九二、三九三、三九三、三九三、三九四から四〇〇  
まで、四〇一内第二、四〇一内第三、三九四、四〇一、四〇二、  
大字篠坂字水無奥五〇九、字乳尾奥五二二の一、五一四、五一五、字  
乳尾口五一六、大字南万字武蔵岩一六八六、一六八八の四から一六八  
八の三まで、一六九〇、一六九一、字家之奥一五九六、字風穴一四八  
四、一四九五、一四九七、字大原除一五四一、字後谷奥一四六二の  
一、一四六三、一四六四、一四六五、字大谷一四九八

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町  
大字穂見字奥山八四二の一、八四二の五、大字埴師字大岩山二二五七、

一二五八、字北谷奥二二六一

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷五七二の二六から五七二の一九ま  
で、字船ヶ谷五五九から五六一まで、五六三、五六四の一、字スリ林  
五六七の一、五六七次一、五六五、字コウノフ四八六の三、字杉谷五  
六九の一、五六九の二、字滑谷五七七、五七八、字モメク谷五七四の  
一、五七四の二

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

五(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字カッラ谷六〇一、字半田奥左り六一一、六  
一二の一、六一二の一、六一二の二、六一二の三、六一二の四、六一二の  
五

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

指定の目的  
水源のかん養  
指定施業要件

1 立木の伐採の方法。  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

九(イ) 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字三吉字毛谷七六一の一、七六一の二、七一一、七一一の三から七一一の五まで、字ヒヘ谷七一九の一から七一九の七まで、七二二、七二三の一から七二三の三まで、七二〇、字ラシガ谷七五七から七六〇まで、七六一の三、七五九の一、七六一、七六一の一、七六一の二、七六一の三、七六一の四、七六一の五から七六三の二〇まで、字大詰谷七六四、字小詰谷七六五、七六五次一、字中谷七六六次一、七六六、七六七、字新谷七六七、七六七内第一、七六八の一から七六八の四まで、字カツラ谷七六九、七七〇、モ々木道七七一、七七二、字杉名谷七七三、七七四、七七四次一、字ラニガ谷七七八、七七九、七八〇、七八一、大字早瀬字大詰谷四五七、字小詰谷四

指定の目的  
水源のかん養  
指定施業要件

1 立木の伐採の方法。  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

十(イ) 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字波多字声谷六五三の一、字首切レ奥六四八の一、六四七の一、字深山六四四の一、字首切レ奥六四五、字深山六四三、六三九、六三八、六三六、六三五、六三七字首切レ奥六四八の三

指定の目的  
水源のかん養  
指定施業要件

1 立木の伐採の方法。  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

七(イ) 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字奥本字本谷六八五から六九〇まで、六九一、六九一の一から六九一の三まで、六九一の五から六九一の一〇まで、六九一の四、六九二の二、六九三の一から六九三の六まで、六九三の一、字クジヤ谷六九四、六九五の一、六九六から六九九まで七、

指定の目的  
水源のかん養  
指定施業要件

1 立木の伐採の方法。  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

八(イ) 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥一三五一の一七から一三五一の三五まで、字クビオレ一四四五の三、字大藤一四五八の一から一四五八の三まで、一四五四から一四五六まで、一四五三、字クビキレ一四四五の一、一四四五の二、一四五二、一四五二、一四四五の四、一四四九、一四五〇、一四四五の五、一四四五の六、一四四七、一四四八、一四四五の七、字小原ノ谷一四六〇から一四六二まで、一四六三の三から一四六三の六まで、

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

土(四) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字口波多字ミソギ七七九から七八三まで

ロ 指定の目的

水源のかん養

ロ 指定の目的

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智

頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

土(四) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大谷三六六から三六八まで、三六九の四から三六九の四まで、三七〇、三七一、三七二の一、字堂敷四三七から四四〇まで、四四一の一、四四二の一、四四三から四四九まで、四五〇の二から四五〇の三まで、四五二から四五三まで、大字坂原字家の奥谷五一六の一、五一六の二、五一七、五一八、五二八、五二九、五三二、五三三、五三四、五三四第一、五三五、五三六、字原ノ谷五三七、五三八、五五九、五六〇から五七九まで、五八一、五八二

ロ 指定の目的

水源のかん養

ロ 指定の目的

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

土(四) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字若サビ二五四二の二、字横路上下二五五三

の四から二五五三の六まで、二五四八、字川下二五三六の一、二五三六の二、字小谷二五六八、二五六九の一、二五七〇、二五六九の二、二五七二の一、二五七三の二、二五七四、二五七五、字ニノフ谷二五八七、二五九〇の二、二五九〇の三、二五九〇の四、二五九一から二五九三まで、二五九五の一、二五九五の二、字持谷二七八三から二七九〇まで、二七九一の一、二七九二の二、二七九三から二七九八まで、字ニノフ谷二五八六、二五八八、二五九六、二五九七、二五九八の一、二五九八の二、二五九九、字黒岩ノ上二八二二の一、二八二二の二、二八二二の八

ロ 指定の目的

水源のかん養

ロ 指定の目的

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

土(四) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷三六一九の内第一、三六一九の二か

ら三六一九の七まで、三六一九の第八、三六一九の第九、三六一九の十から三六一九の十五まで、三六一九の十六、三六一九の十七、三六一九の十八、大字智頭字麓谷二四七二の一、二四七二の二、二四七二の三、大字野字大横山二二〇五から二二〇八まで、二二〇八の一、二二〇九の二、二二一〇から二二一三まで、二二〇八の二、二二一一から二二一三まで、二二一四の一、二二一四の二、二二一五から二二一七まで、字野々本山二二四二、二二四三、字小谷二二四五から二二四七まで、二二五〇次一から二二五〇次四まで、二二四九、字小屋ノ谷二二五二、二二五二、二二五三の一、二二五三の二から二二五三の九まで、字小谷二二五〇の五、二二五〇の八、二二五〇の九、二二五〇の十、二二五〇の十一、二二五〇の十二、二二五〇の十三、二二五〇の十四、二二五〇の十五、二二五〇の十六、二二五〇の十七、二二五〇の十八、二二五〇の十九、二二五〇の二十、二二五〇の二十一、二二五〇の二十二、二二五〇の二十三、二二五〇の二十四、二二五〇の二十五、二二五〇の二十六、二二五〇の二十七、二二五〇の二十八、二二五〇の二十九、二二五〇の三十、二二五〇の三十一、二二五〇の三十二、二二五〇の三十三、二二五〇の三十四、二二五〇の三十五、二二五〇の三十六、二二五〇の三十七、二二五〇の三十八、二二五〇の三十九、二二五〇の四十、二二五〇の四十一、二二五〇の四十二、二二五〇の四十三、二二五〇の四十四、二二五〇の四十五、二二五〇の四十六、二二五〇の四十七、二二五〇の四十八、二二五〇の四十九、二二五〇の五十、二二五〇の五十一、二二五〇の五十二、二二五〇の五十三、二二五〇の五十四、二二五〇の五十五、二二五〇の五十六、二二五〇の五十七、二二五〇の五十八、二二五〇の五十九、二二五〇の六十、二二五〇の六十一、二二五〇の六十二、二二五〇の六十三、二二五〇の六十四、二二五〇の六十五、二二五〇の六十六、二二五〇の六十七、二二五〇の六十八、二二五〇の六十九、二二五〇の七十、二二五〇の七十一、二二五〇の七十二、二二五〇の七十三、二二五〇の七十四、二二五〇の七十五、二二五〇の七十六、二二五〇の七十七、二二五〇の七十八、二二五〇の七十九、二二五〇の八十、二二五〇の八十一、二二五〇の八十二、二二五〇の八十三、二二五〇の八十四、二二五〇の八十五、二二五〇の八十六、二二五〇の八十七、二二五〇の八十八、二二五〇の八十九、二二五〇の九十、二二五〇の九十一、二二五〇の九十二、二二五〇の九十三、二二五〇の九十四、二二五〇の九十五、二二五〇の九十六、二二五〇の九十七、二二五〇の九十八、二二五〇の九十九、二二五〇の百











水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

六(イ) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字系白見字森上五三〇次一、五三〇の二、五三〇次三、五一八の一、五一八の二、字田方六二九の二から六二九の五まで、六二九の一、六二九次七、六二八の一、六三一、六三一の三、六四〇の一、六四一、六四一の三、字木地山六五二の三から六五二の六まで、六五二の一五、六五二の一七、六五二の一八、六五二の二九、六五三の九、六五三の一一、六五三の三〇、六五三の三三、六五三の三五、六五三の四〇、六五三の四四、六五三の四五、字中木地山六五三の四六、六五三の四七、六五三の三六、六五三の四一、六五三の三四、六五三の三七、六五三の三八、六八三の一九、字木サイ田六八二の一〇、六八二の二二から六八二の二四まで、字中木地山六五四次一、六五四の三、六五四の二六、字一谷ノ六九二の七、六九二の一〇

から六九二の二二まで、六九二の一六、六九二の一八、六九二の一九、六九二の二二、六九二の三三、六九二の五、字阿サ谷六九〇の五、六九〇の七から六九〇の一五まで、六九〇の一八から六九〇の二八まで、六九〇の三〇から六九〇の三三まで、六九〇の三八、六九〇の四一から六九〇の四五まで、六九〇の四七から六九〇の五〇まで、六九〇の五二から六九〇の五四まで、六九〇の五五、六九〇の五七、六九〇の五六、六九〇の三六、字木地山六九〇の二九、六九〇の五五、六九〇の五六、六九二、六九二の一、六四三の六、六四八の三、六四九の四、六五四の二七、六九〇の一、字中木地山六八三の一〇、六八三の二二から六八三の一七まで、字阿サ谷六八三の三、字横石山七二二の一、七〇八内第一、七〇八、七二〇の一から七二〇の四まで、七二一、七二一の一、七二一の二、字アシヤ谷七〇〇次一、七〇〇次二、七〇一の一、七〇一の二、七〇一の四、六九六の一、六九六の二、六九六、六九六の三、六九六の四、六九七から六九九まで、六九九の一から六九九の三まで、六九九の五、六九九内第七、六九九第九、六九九内第一、六九九内一三から六九九内第一七まで、七〇〇の一から七〇〇の七まで、七〇一の二、七〇一、字ヒエ原七〇四の一、七〇四の三、七〇四の四から七〇四の一〇まで、七〇四の二二、七〇四の二一、字ムソ六九四、六九五、字小山六八一、六七九の一、六七九の二、字田方六四二、字木地山六四四、六四三、六四三の一、六四三の八、六四六、六四七の一、六四九の二、六四九の八、字奥木地山六五五の一、六五五の三から六五五の五まで、字小山六七九の三から六七九の一まで、字木サイ田六八二の一、六八二の三、六八二の五から六八二の九まで、六八二の四、字中木地山六八三の一八、字木サイ田六八二の一

一、字ヘン谷七〇五の一から七〇五の一〇まで、七〇六の一から七〇六の四まで、七〇七の一から七〇七の一〇まで、字ホフデン六〇六の一、六〇六の二、六一五の四、六一五の八、六一五の一〇、六一六の五、六一六の六、六一六の一〇、六一六の二二、六一六の二、字女夫岩六七五の三、六七六の二、六七六の四、六七六の五、六七六の八、六七八、六七三、六七六の一、六七五の五、六七七の一、六七七の四、字雲場六八五の七三から六八五の七九まで、六八五の八一、六八五の八〇、字雲場山六八四の一から六八四の四まで、六八四の六から六八四の一〇まで、六八四の二二から六八四の二五まで、六八四の二七から六八四の二九まで、六八四の三一、字雲場六八五の五一、六八五の五五、六八五の五六、六八五の六九から六八五の七二まで、字雲場山六八五、字雲場六八五の六、六八五の二三、六八五の二七、六八五の二九、六八五の三一、六八五の三三、六八五の三五、六八五の三、六八五の二二、六八五の一五、六八五の一七、六八五の一九、六八五の四五、六八五の四六、六八五の四八、六八五の四九、六八五の五二、六八五の五三、六八五の六二、字コイハラ谷六八四の三二から六八四の三七まで、六八四の三九、字ヌクヨ六七一内二、六七〇の二、六七一の三から六七一の六まで、六七一の八から六七の一三まで、六七二の一、字一ノ谷六九二の九、字コイハラ谷六八六、六八六の三から六八六の五まで、六八六の一、六八六の三、六八六の七から六八六の一〇まで、字尾カイノ六八八、字奥木地山六八九、字尾カイノ六八九の六

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)